

山口県高病原性鳥インフルエンザ対策連絡会議

と き：平成22年12月22日(水)

午後3時～

ところ：労働委員会会議室(9階)

1 あいさつ

2 協議事項

- (1) 鹿児島県のナベヅルにおける高病原性鳥インフルエンザの発生について
- (2) 国内の高病原性鳥インフルエンザの発生について
- (3) 本県の対応について
- (4) 死亡野鳥の対応について
- (5) 年末・年始の対応について
- (6) その他

お知らせ

平成22年12月21日
農 林 水 産 省

鹿児島県における高病原性鳥インフルエンザの疑い事例について

1 概要

- (1) 12月15、18日の2日間に、鹿児島県^{いずみ}出水市職員が、同市の国指定鳥獣保護区内において発見した傷病ナベヅル（15日1羽、18日1羽、その後2羽とも死亡）を収容しました。
- (2) 昨日20日、鹿児島大学による簡易検査の結果、2羽中1羽がインフルエンザA型陽性であることを確認。環境省のマニュアルに基づき、検体を鳥取大学に移送し、PCR検査を実施したところ、本日、H5N1亜型陽性であることを確認し、環境省がその旨を公表する予定です。
- (3) なお、その後、20日に1羽、21日に3羽の死亡個体（いずれもナベヅル）が発見されており、このうち簡易検査が陽性となった3羽については、鳥取大学に検体を送付し、今後、詳細検査を実施する予定です。

2 今後の対応

今後、当該ウイルスが強毒タイプと判明した際には、

- (1) 農林水産省としては、防疫指針に基づき、家きん以外の鳥類で強毒タイプの高病原性鳥インフルエンザの感染が確認された場合の対応として、半径10kmの区域を監視区域とし、鹿児島県・熊本県の家畜防疫員が区域内の家きん飼養農場に立入検査を実施する予定です。

（鹿児島県計161戸（採卵鶏111戸約350万羽、
肉用鶏49戸約170万羽、ダチョウ1戸56羽）
熊本県1戸（採卵鶏60羽）

- (2) なお、鹿児島県・熊本県は、既に周辺の半径10km以内の家きん飼養農場に聞き取り調査を実施し、特段の異常がないことを確認しています。

3 その他

- (1) 家きん卵、家きん肉を食べることにより、鳥インフルエンザウイルスが人に感染することは世界的にも報告されていません。
- (2) 現場での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれもあることから、厳に慎むよう御協力をお願いいたします。
- (3) 今後とも、迅速で正確な情報提供に努めますので、生産者等の関係や消費者が根拠のない噂などにより混乱することがないように、御協力をお願いします。

お問い合わせ先

消費・安全局 動物衛生課

担当者：山野、山本（健）

代表：03-3502-8111（内線 4581）

ダイヤルイン：03-3502-5994

報道各社御中 ← 環境省広報室

九州地方環境事務所同時発表

(お知らせ)

鹿児島県出水市において回収されたナベツルの死亡個体からの
高病原性鳥インフルエンザウイルスの検出について

鹿児島県出水市で収容された1羽のナベツルの死亡個体から、本日、高病原性鳥インフルエンザウイルス（H5N1 亜型）の遺伝子が検出されましたのでお知らせします。

強毒タイプか否かについては、現在分析中であり、判明次第公表します。

鳥インフルエンザウイルスは、感染した鳥との濃密な接触等の特殊な場合を除いて、通常では人には感染しないと考えられています。日常生活においては、鳥の排泄物等に触れた後には手洗いとうがいをいただければ、過度に心配する必要はありませんので、冷静な行動をお願いいたします。

本年度は、高病原性鳥インフルエンザウイルスが全国各地で検出されています。周辺地域のみならず国民の皆様におかれては、別添の「野鳥との接し方について」(http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/manual/20101204.pdf)に十分留意されるようお願いいたします。

※環境省はホームページで高病原性鳥インフルエンザに関する様々な情報を提供しています。(http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/)

1 主な経緯等

(1) 死亡野鳥の種名： ナベツル

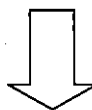
(2) 死亡野鳥が傷病保護された場所：鹿児島県出水市（国指定鳥獣保護区内）

(3) 主な経緯

12月18日 衰弱したナベツルを保護

12月20日 死亡後、鹿児島大学に移送、簡易検査は陽性。

12月21日 鳥取大学においてPCR検査を実施した結果、H5N1亜型が判明。





2 今後の対応

- (1) 今後病原性の検査など、さらに詳細な検査を実施。強毒タイプか否かについては、現在分析中であり、判明次第公表します。
- (2) 環境省としては、強毒タイプと確認された場合に備えて、万全の準備をするとともに、農林水産省、厚生労働省、文化庁、鹿児島県等と連携を図りながら必要な取組を速やかに進めます。また、現地の状況を把握するとともに、鹿児島県等と連携して適切に対応するため、現地に職員を派遣しました。

【報道機関へのお願い】

- 鳥インフルエンザウイルスは、現場で取材される際などに靴底や車両を通じて拡散する懸念がありますので、検出地点周辺への立ち入りや取材は厳に慎むようお願いいたします。
- 今後とも、本件に関する情報提供に努めますので、生産者等の関係者や消費者が、根拠のない噂などにより混乱することがないように、ご協力をお願いいたします。
- 検査結果は判明次第お知らせします。迅速な作業の妨げになるおそれがありますので、サンプルの分析を担当する鳥取大学への取材や問合せはご遠慮ください。

平成22年 12月 21日 (火)

自然環境局野生生物課鳥獣保護業務室

直 通：03-5521-8285

代 表：03-3581-3351

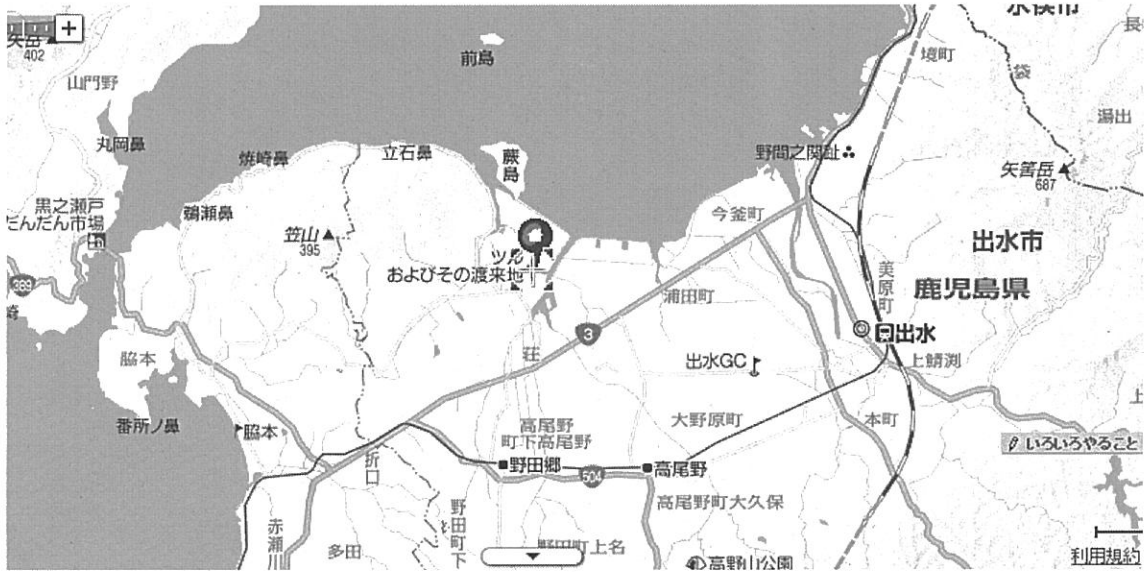
室 長：宮澤 俊輔 (内線6470)

室長補佐：山本 麻衣 (内線6471)

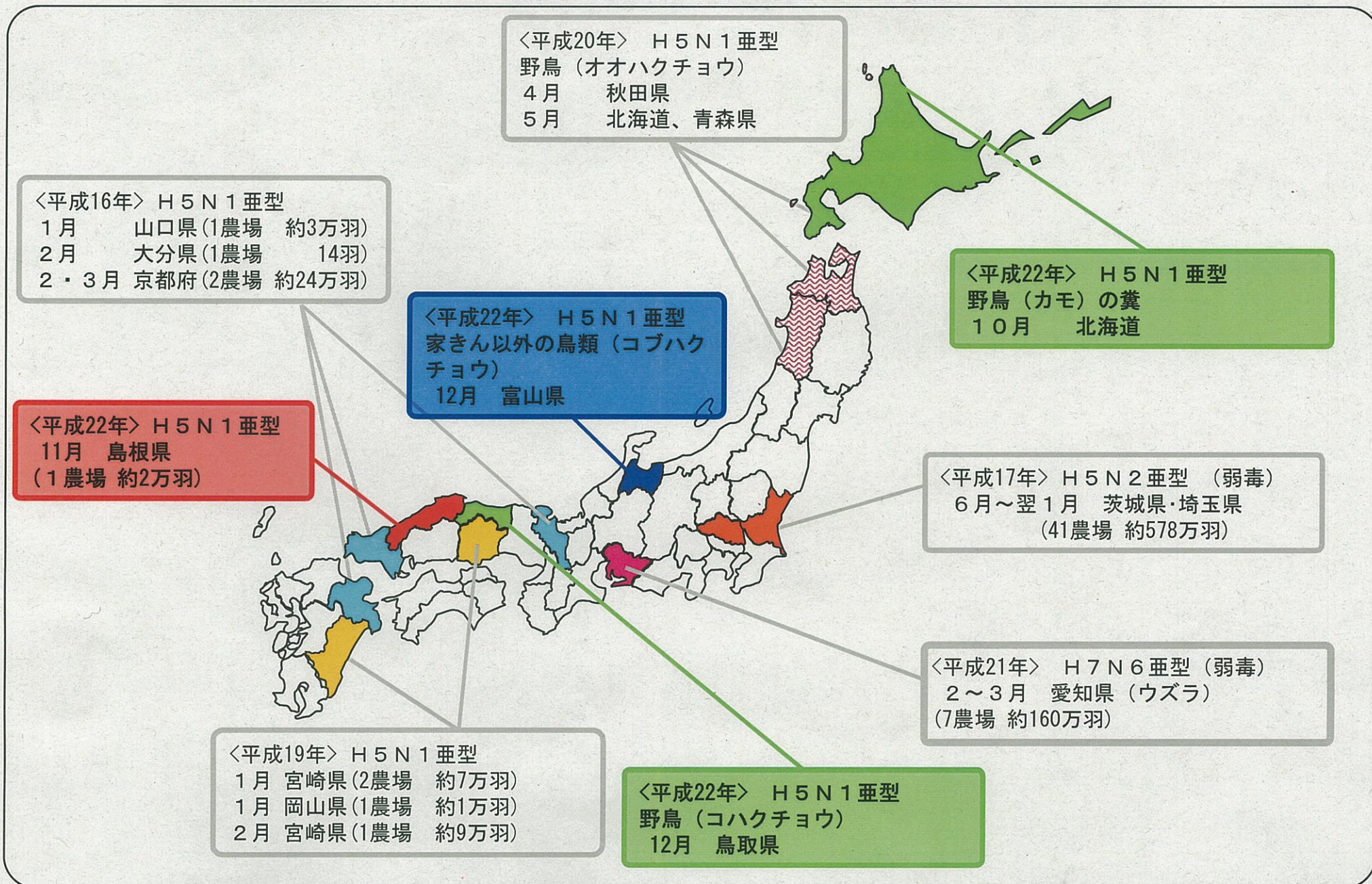
専 門 官：福嶋 貢史 (内線6474)

担 当：千葉 康人 (内線6473)

出水市ツル観察センター



日本における高病原性鳥インフルエンザの確認状況



本県の対応について

(1) 動物園等のふれあい施設へ継続指導

- ① 異常鳥の有無の確認
- ② 異常発見時の早期通報の徹底
- ③ 消毒及び飼養衛生管理の徹底

参考：動物園等のふれあい施設

- ・宇部市常盤遊園
- ・秋吉台自然動物公園サファリランド
- ・周南市徳山動物園

(2) 家きん飼養農場への注意喚起及び再周知

- ① 鹿児島県の事例についての情報提供
- ② 飼養する家きんの異常の有無を確認
- ③ 野鳥の侵入防止、消毒実施等の防疫対策を再徹底するよう指導
- ④ 異常があれば、直ちに家畜保健衛生所へ通報するよう要請

(3) 家きん飼養農場に対する監視体制の堅持

- ① モニタリング検査：定点モニタリング（14農場：毎月）
強化モニタリング（104農場：年2回）
- ② 報告徴求：週1回報告

(4) 高病原性鳥インフルエンザに関する相談状況

相談件数：11件（12月21日現在）

内容：愛玩鶏及び死亡野鳥が死亡した場合の対応に関すること等

参考) 県内飼養状況

区分	戸数 (100羽以上飼養農場)	羽数 (H22.2.1時点)
採卵鶏	62	2,481,390
肉用鶏	56	1,531,777
合計	118	4,013,167

畜産振興課調べ

写

22消安第7573号
平成22年12月17日

都道府県畜産主務部長 殿

農林水産省消費・安全局動物衛生課長

動物園や鳥類を展示している施設への指導について

昨日、富山県の動物園で飼養されていたコブハクチョウが死亡し、県の簡易検査の結果、高病原性鳥インフルエンザウイルスに感染している疑いがあることがわかり、現在、県において検査中です。

コブハクチョウは、家畜伝染病予防法（以下、「家伝法」という。）の対象家きんではありませんので、高病原性鳥インフルエンザウイルスが分離された場合であっても移動制限等の防疫措置は講じられませんが、万が一、あひる等から分離された場合には家伝法に基づく防疫措置を講じることとなります。

各都道府県におかれては、今般の事例を踏まえ、動物園や鳥類を展示している施設について、家伝法第12条の3に基づく飼養衛生管理基準を参考に、特に下記の事項について指導するようお願いいたします。

記

- 1 飼育されている鳥類について、可能な限り、野鳥・野生動物と接触させないようにすること（具体的には、飼育小屋に入れる、防鳥ネット・防鳥器具を設置する等飼養状況に即した措置を講じること）。
- 2 可能な限り、飼育されている鳥類に一般の市民が、給餌等により直接接触しないようにすること。
- 3 飼養場所等に定期的に適切な消毒を行うこと。
- 4 定期的な健康観察に努め、異常があった場合には直ちに家畜保健衛生所に通報すること。

写

22消安第7587号
平成22年12月20日

都道府県畜産主務部長 殿

農林水産省消費・安全局動物衛生課長

富山県におけるコブハクチョウ及び鳥取県におけるコハクチョウ（野鳥）から高病原性鳥インフルエンザウイルスH5亜型（強毒タイプ）が分離された事例に伴う国内防疫の再徹底について

昨日、富山県の動物園で飼養されているコブハクチョウの死体から、高病原性鳥インフルエンザウイルスH5亜型（強毒タイプ）が分離されました。

また、18日には環境省から、鳥取県米子市安倍で回収したコハクチョウの衰弱した個体について、鳥取大学が検査を行ったところ、H5N1亜型（強毒タイプ）であることを確認した旨公表されたところです。

高病原性鳥インフルエンザについては、これまでの通知により、飼養衛生管理の周知徹底・確認及び防疫措置の徹底をお願いしたところですが、今回の事例を踏まえ、下記の事項を改めて徹底し、家きんへのウイルス侵入防止等を強化していただきますようお願いいたします。

記

1 飼養衛生管理の徹底について

本病の発生予防を図るため、野生動物等の鶏舎等への侵入防止、農場出入口での消毒の徹底、消石灰等による畜舎周辺の消毒など、高病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針（平成16年11月18日農林水産大臣公表。以下「防疫指針」という。）に沿った飼養衛生管理基準の遵守及び異常発見時の早期通報を徹底すること。

特に、野生動物等と家きんの接触を防ぐため、

- ① 防鳥ネットの整備等により野鳥の鶏舎への侵入を防止する
- ② 防鳥ネットに破れがないかなど野鳥等の侵入防止対策を点検する
- ③ 鶏舎周囲に穀類等のエサや生ゴミ等の野生動物を誘引するものを置かず、清潔を保つ

等について、家きん飼養農場・鳥類を飼養している施設をはじめ、関係機関・団体等に的確かつ確実に周知すること。

2 的確な病性鑑定の実施

異常家きんの通報があった場合には、明らかに本病が否定される場合を除き、本病を疑い、必要な病性鑑定を実施すること。

3 危機管理体制の点検について

万一の発生の際に、迅速かつ円滑な防疫措置を講じることができるよう、防疫指針に沿った連絡体制の確認、早期発見・早期通報の徹底、まん延防止体制の調整・周知、焼埋却等の場所の事前確保等、危機管理体制の再点検を行うこと。



野鳥との接し方について

日常生活において野鳥など野生動物の排泄物等に触れた後には、手洗いとうがいをしていただければ、過度に心配する必要はありません。

野鳥の糞が靴の裏や車両に付くことにより、鳥インフルエンザウイルスが他の地域へ運ばれるおそれがありますので、野鳥に近づきすぎないようにしてください。

特に、靴で糞を踏まないよう十分注意して、必要に応じて消毒を行ってください。

不必要に野鳥を追いや立てたり、つかまえようとするのは避けてください。

鳥インフルエンザウイルスは、野鳥観察など通常の接し方では、ヒトに感染しないと考えられています。正しい情報に基づいた、冷静な行動をお願いいたします。

野鳥が死んでいるのを見つけたら

野鳥も飼われている鳥と同じように、様々な原因で死亡します。飼われている鳥と違ってエサが取れずに衰弱したり、環境の変化に耐えられずに死んでしまうこともあります。

また、野鳥は、鳥インフルエンザ以外にも様々な細菌や寄生虫を持っていたりします。

野鳥が死んだ場合には、鳥インフルエンザだけでなく、こうした細菌や寄生虫が人の体に感染することを防止することが重要です。

野鳥が死んでいるのを見つけた場合には、細菌や寄生虫に感染しないよう、死亡した鳥を素手で触らずにビニール袋に入れてきちんと封をして廃棄物として処分することも可能です。このような場合に直ちに相談していただく必要はないと考えられますが、不安な場合には、県農林事務所、県家畜保健衛生所に御連絡下さい。

万一、野鳥が5羽以上密集して死んでいる場合、又は、カラス、マガモ、アオサギなど、鳥インフルエンザウイルスに対し感染リスクの高い野鳥が1羽以上死んでいる場合には、鳥インフルエンザによる死亡の疑いもありますので、最寄りの県農林事務所に御連絡下さい。必要に応じて、県家畜保健衛生所で検査を実施します。

鳥インフルエンザウイルスに対し感染リスクが高い野鳥

目	科	種
カイツブリ目	カイツブリ科	カイツブリ、カンムリカイツブリ、ハジロカイツブリ
ペリカン目	ウ科	カワウ
コウノトリ目	サギ科	アオサギ、ダイサギ、アマサギ、ゴイサギ、コサギ
カモ目	カモ科	コブハクチョウ、オオハクチョウ、コハクチョウ、マガモ、オナガガモ、マガン、シジウカラガン、ホシハジロ、キンクロハジロ
タカ目	タカ科	オオタカ、チュウヒ、ノスリ、クマタカ、サンバ
	ハヤブサ科	ハヤブサ、チョウゲンボウ

ツル目	クイナ科	オオバン、バン
チドリ目	カモメ科	ユリカモメ
フクロウ目	フクロウ科	ワシミミズク、ヨノハズク
スズメ目	カラス科	ハシブトガラス、ハシボンガラス、ミヤマガラス

県農林事務所連絡先

農林事務所	所在地	電話番号	管内市町
岩国農林事務所 森林部	岩国市三笠町1丁目1-1	0827-29-1567	岩国市、柳井市、周防大島町、和木町、上関町、田布施町、平生町
周南農林事務所 森林部	周南市毛利町2丁目38	0834-33-6463	下松市、光市、周南市
山口農林事務所 森林部	山口市神田町6-10	083-922-6700	山口市、防府市
美祢農林事務所 森林部	美祢市大嶺町東分3449-5	0837-52-1071	宇部市、美祢市、山陽小野田市
下関農林事務所 森林部	下関市豊田町殿敷1892	083-766-1182	下関市、長門市
萩農林事務所 森林部	萩市江向河添沖田531-1	0838-22-3366	萩市、阿武町

県家畜保健衛生所連絡先

家畜保健衛生所	所在地	電話番号	管内市町
東部家畜保健衛生所	柳井市南町1丁目10-3	0820-22-2416	下松市、岩国市、光市、柳井市、周南市、周防大島町、和木町、上関町、田布施町、平生町
中部家畜保健衛生所	山口市嘉川671-5	083-989-2517	宇部市、山口市、防府市、美祢市、山陽小野田市
西部家畜保健衛生所	下関市豊田町殿敷1892	083-766-1018	下関市、長門市
北部家畜保健衛生所	萩市椿3621-1	0838-22-5677	萩市、阿武町

[くらしの情報](#)
[ビジネスと産業](#)
[山口の魅力と観光](#)
[県政情報](#)
[組織から探す](#)

[このサイトの利用について](#)
[個人情報の取り扱い](#)
[ご意見・お問合せ](#)

〒753-8501 山口県山口市滝町1番1号 電話:083-922-3111(代表) [アクセス](#)

Copyright © 1996-2010 Yamaguchi Prefecture. All Rights Reserved.